四　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

［一　略］

二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域の範囲	
		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該区域に係る地域の名称
		電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）	
［一～六　略］			
七	削除		

改正前

四六　削除

［四七～五四　略］

四六	同右	㈠　広島県呉市西中央一―三―二五（五一） ㈡　広島県呉市広町字馬離場一二三七―二七（八三〇）	〇	五〇	広島県呉市　西中央、中央、東中央、中通、本通
［四七～五四　同上］					

改正後

［一　同上］

二　［同上］

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域の範囲	
		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該区域に係る地域の名称
		電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。）	
［一～六　同上］			
七	放送業務用	㈠　福島県郡山市堂前町五―一六（二九四・一）	〇	五〇	福島県郡山市　中町、駅前一丁目、字燧田、谷島町、横塚二丁目
---	---	---	---	---	---
		㈡	二		